

平成26年10月16日

原子力規制庁

原子力災害対策・核物質防護課長

荒木 真一 殿

独立行政法人日本原子力研究開発機構

高速増殖原型炉もんじゅ

所長 青砥 紀身

「高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」の
読み替えについて(連絡)

平成25年12月19日付けで提出しました「高速増殖炉研究開発センター原子力事業者防災業務計画」につきまして、平成26年10月14日付け内閣府及び原子力規制庁の組織改正に伴い、今後、添付資料のとおり読み替えて防災業務を遂行しますので、ご連絡いたします。

以上

添付資料

- ・「高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」読み替え表

「高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」読み替え表（別冊）

No. 1

読み替え前 (H26.10.01までの読み替え反映済み)	読み替え後 (H26.10.14～)	理由
<p>別図2-2-5 警戒事象に基づく通報（連絡）経路</p> <pre> graph TD A[もんじゅ 原子力防災管理者] --> B[福井県] A --> C[敦賀市] A --> D[関係周辺都道府県] A --> E[関係周辺市町村] A --> F[福井県警察本部] A --> G[関係周辺都道府県警察本部] A --> H[その他関係機関] B --> I[敦賀原子力規制事務所 (原子力防災専門官、原子力保安検査官)] C --> J[原子力規制委員会 原子力規制委員会 原子力防災政策課 (原子力規制委員会)] I --> J I --> K[福井県] J --> L[敦賀市] K --> M[関係周辺都道府県] L --> N[関係周辺市町村] K --> O[福井県警察本部] L --> P[関係周辺都道府県警察本部] K --> Q[その他関係機関] M --> R[原子力規制委員会 原子力規制委員会 原子力災害対策・核物質防護課 (原子力規制委員会)] N --> S[福井県警察本部] P --> T[関係周辺都道府県警察本部] Q --> U[その他関係機関] </pre> <p>：防災業務計画等命令に係る通報先</p>	<p>別図2-2-5 警戒事象に基づく通報（連絡）経路</p> <pre> graph TD A[もんじゅ 原子力防災管理者] --> B[福井県] A --> C[敦賀市] A --> D[関係周辺都道府県] A --> E[関係周辺市町村] A --> F[福井県警察本部] A --> G[関係周辺都道府県警察本部] A --> H[その他関係機関] B --> I[敦賀原子力規制事務所 (原子力防災専門官、原子力保安検査官)] C --> J[原子力規制委員会 原子力規制委員会 原子力災害対策・核物質防護課 (原子力規制委員会)] I --> J I --> K[福井県] J --> L[敦賀市] K --> M[関係周辺都道府県] L --> N[関係周辺市町村] K --> O[福井県警察本部] L --> P[関係周辺都道府県警察本部] K --> Q[その他関係機関] M --> R[原子力規制委員会 原子力規制委員会 原子力災害対策・核物質防護課 (原子力規制委員会)] N --> S[福井県警察本部] P --> T[関係周辺都道府県警察本部] Q --> U[その他関係機関] </pre> <p>：防災業務計画等命令に係る通報先</p>	<p>平成26年10月14日付け 原子力規制庁の組織改正</p>

「高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」読み替え表（別冊）

No. 2

読み替え前 (H26.10.01までの読み替え反映済み)	読み替え後 (H26.10.14～)	理由
<p>別図2-2-8 原子力防災体制発令時等の通報（報告）経路</p> <pre> graph TD A[もんじゅ 原子力防災管理者（もんじゅ現地対策本部長）] --> B[福井県] A --> C[敦賀市] A --> D[関係周辺都道府県] A --> E[関係周辺市町村] A --> F[福井県警察本部] A --> G[関係周辺都道府県警察本部] A --> H[その他関係機関] A --> I[経済産業省中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局総務課] B --> J[敦賀原子力規制事務所 (原子力防災専門官、原子力保安検査官)] J --> K[原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災政策課 (原子力規制委員会)] K --> L[内閣府（内閣総理大臣）] L --> M[内閣官房 (内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付)] M --> N[内閣官房（内閣情報集約センター）] N --> O[内閣府政策統括官付参事官 (災害緊急事態対処担当)付] O --> P[原子力防災セシタ 現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会（総括班、プラントチーム）] P --> Q[福井県災害対策本部等] P --> R[敦賀市災害対策本部等] P --> S[美浜町災害対策本部等] P --> T[関係周辺都道府県災害警戒本部等] P --> U[関係省庁事故連絡会議 又は原子力災害対策本部（内閣府内）] P --> V[関係周辺市町村の本部] C --> J D --> L E --> M F --> N G --> O H --> P I --> Q K --> R L --> S M --> T N --> U O --> V </pre> <p>↓</p> <p>:原災法第10条第1項（又は原災法第25条第2項）に基づく通報先</p> <p>↓</p> <p>:設置されている場合に連絡</p> <p>↓</p> <p>別図2-2-8 原子力防災体制発令時等の通報（報告）経路</p> <pre> graph TD A[もんじゅ 原子力防災管理者（もんじゅ現地対策本部長）] --> B[福井県] A --> C[敦賀市] A --> D[関係周辺都道府県] A --> E[関係周辺市町村] A --> F[福井県警察本部] A --> G[関係周辺都道府県警察本部] A --> H[その他関係機関] A --> I[経済産業省中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局総務課] B --> J[敦賀原子力規制事務所 (原子力防災専門官、原子力保安検査官)] J --> K[原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課 (原子力規制委員会)] K --> L[内閣府（内閣総理大臣）] L --> M[内閣官房 (内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付)] M --> N[内閣官房（内閣情報集約センター）] N --> O[内閣府政策統括官（原子力防災担当）付 参事官（総括担当）付] O --> P[原子力防災セシタ 現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会（総括班、プラントチーム）] P --> Q[福井県災害対策本部等] P --> R[敦賀市災害対策本部等] P --> S[美浜町災害対策本部等] P --> T[関係周辺都道府県災害警戒本部等] P --> U[関係省庁事故連絡会議 又は原子力災害対策本部（内閣府内）] P --> V[関係周辺市町村の本部] C --> J D --> L E --> M F --> N G --> O H --> P I --> Q K --> R L --> S M --> T N --> U O --> V </pre> <p>↓</p> <p>:原災法第10条第1項（又は原災法第25条第2項）に基づく通報先</p> <p>↓</p> <p>:設置されている場合に連絡</p>		

「高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」読み替え表（別冊）

No. 3

読み替え前 (H26. 10. 01までの読み替え反映済み)	読み替え後 (H26. 10. 14～)	理由
<p>別図 2-2-9 事業所外運搬における原子力防災体制発令時等の通報（報告）経路</p> <pre> graph TD A[事業所外運搬責任者] --> B[もんじゅ 原子力防災管理者（もんじゅ現地対策本部）長] B --> C[事象発生場所を管轄する 都道府県知事] B --> D[事象発生場所を管轄する 市町村長] B --> E[事象発生場所を管轄する 警察本部] B --> F[事象発生場所を管轄する 消防本部] B --> G[事象発生場所を管轄する 海上保安部] B --> H[敦賀原子力規制事務所 (原子力防災専門官、原子力保安検査官)] B --> I[経済産業省中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局 総務課] B --> J[原子力規制委員会 原子力規制委員会 原子力防災政策課 (原子力規制委員会)] C --> K[国土交通省（国土交通大臣） ①事象発生場所が海上の場合 海事局検査測度課 ②事象発生場所が陸上の場合 自動車局環境政策課] C --> L[内閣府（内閣総理大臣）] C --> M[内閣官房 (内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当))] C --> N[内閣官房（内閣情報集約センター）] C --> O[内閣府政策統括官付参事官 (災害緊急事態対処担当)付] C --> P[原子力防災セシタ一 現地事故対策連絡会議又は原子力災害 合同対策協議会（総括班、プラントチーム）] C --> Q[事象発生場所を管轄する市町村 災害対策本部] C --> R[事象発生場所を管轄する都道府県 災害対策本部] C --> S[関係省庁事故連絡会議 又は原子力災害対策本部（内閣府内）] D --> K E --> L F --> M G --> N H --> O I --> P J --> Q K --> T[事象発生場所を管轄する 都道府県知事] K --> U[事象発生場所を管轄する 市町村長] K --> V[事象発生場所を管轄する 警察本部] K --> W[事象発生場所を管轄する 消防本部] K --> X[事象発生場所を管轄する 海上保安部] K --> Y[敦賀原子力規制事務所 (原子力防災専門官、原子力保安検査官)] K --> Z[経済産業省中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局 総務課] K --> AA[原子力規制委員会 原子力災害対策・核物質防護課 (原子力規制委員会)] U --> BB[内閣府（内閣総理大臣）] V --> CC[内閣官房 (内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当))] W --> DD[内閣官房（内閣情報集約センター）] X --> EE[内閣府政策統括官（原子力防災担当）付 参事官（総括担当）付] Y --> FF[原子力防災セシタ一 現地事故対策連絡会議又は原子力災害 合同対策協議会（総括班、プラントチーム）] Z --> GG[事象発生場所を管轄する市町村 災害対策本部] AA --> HH[事象発生場所を管轄する都道府県 災害対策本部] BB --> II[関係省庁事故連絡会議 又は原子力災害対策本部（内閣府内）] </pre> <p>：原災法第 10 条第 1 項（又は原災法第 25 条第 2 項）に基づく通報先</p> <p>：設置されている場合に連絡</p>	<p>別図 2-2-9 事業所外運搬における原子力防災体制発令時等の通報（報告）経路</p> <p>：原災法第 10 条第 1 項（又は原災法第 25 条第 2 項）に基づく通報先</p> <p>：設置されている場合に連絡</p>	<p>平成 26 年 10 月 14 日付け 内閣府及び原子力規制庁 の組織改正（以下、本頁について同じ。）</p>